

## 園芸大国とちぎづくりフル加速推進事業費補助金交付要領

制定 平成 30(2018)年 4月 2日 生振第 2号

改正 平成 31(2019)年 4月 1日 生振第 2号

改正 令和 2(2020)年 4月 1日 生振第 3号

改正 令和 3(2021)年 3月 25日 生振第 728号

改正 令和 4(2022)年 4月 1日 生振第 25号

(趣旨)

第 1 条 県の交付する園芸大国とちぎづくりフル加速推進事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和 36 年栃木県規則 33 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的等)

第 2 条 補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率及び交付の相手方は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
園芸大国とちぎづくりフル加速推進事業費補助金	園芸大国とちぎづくりに向けて、主力品目のいちご、トマトの更なる競争力強化、新たな主力品目の育成及び地域の特色ある園芸品目の産地化や需要に対応した園芸産地の育成を支援する。	I いちご王国基盤強化プロジェクト事業		
		1 いちご王国基盤強化体制確立事業		
		(1) いちご王国基盤強化体制整備事業 市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社が、園芸大国とちぎづくり推進事業実施要領(以下、「実施要領」という。)に基づき行ういちご王国基盤強化体制整備事業に要する経費又は農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社が、実施要領に基づき行ういちご王国基盤強化体制整備事業につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	当該事業に要する経費の 10 分の 4 以内 市町村が補助する場合には、市町村が交付する補助金の 10 分の 10 以内。ただし、当該事業に要する経費の 10 分の 4 を限度とする。	市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社
		(2) 高品質いちご供給力強化促進事業		
		ア 高品質いちご安定供給支援事業		
		(ア) JA 出荷者タイプ 一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会が、実施要領に基づき行う、高品質いちご安定供給支援事業(JA 出荷者タイプ)に要する経費	当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内	一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会
		(イ) 個人出荷者タイプ 一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会が、実施要領に基づき行う、高品質いちご安定供給支援事業(個人出荷者タイプ)に要する経費	定額	一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会

2 いちご王国苗生産供給体制強化事業		
<p>(1) いちご苗安定生産推進事業</p> <p>市町村、全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業協同組合、農業生産組織が、実施要領に基づき行ういちご苗安定生産推進事業に要する経費、又は農業協同組合、農業生産組織が、実施要領に基づき行ういちご苗安定生産推進事業につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の2分の1以内</p> <p>市町村が補助する場合には、市町村が交付する補助金の10分の10以内。ただし、当該事業に要する経費の2分の1を限度とする。</p>	<p>市町村、全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社</p>
<p>(2) いちご苗生産供給体制強化整備事業</p> <p>市町村、全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社が、実施要領に基づき行ういちご苗生産供給体制強化整備事業に要する経費、又は、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社が、実施要領に基づき行ういちご苗生産供給体制強化整備事業につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の10分の4以内</p> <p>市町村が補助する場合には、市町村が交付する補助金の10分の10以内。ただし、当該事業に要する経費の10分の4を限度とする。</p>	<p>市町村、全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社</p>
3 いちごリレー苗展開促進事業		
<p>(1) モデル産地育成事業</p> <p>農業協同組合、農業生産組織が実施要領に基づき行う、モデル産地育成事業に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の2分の1以内</p>	<p>農業協同組合、農業生産組織</p>
<p>(2) 安定生産施設整備事業</p> <p>市町村、全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社、JA出資型法人、園芸苗生産農業者が、実施要領に基づき行う安定生産施設整備事業に要する経費又は全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社、JA出資型法人、園芸苗生産農業者が、実施要領に基づき行う安定生産施設整備事業につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の10分の4以内</p> <p>市町村が補助する場合には、市町村が交付する補助金の10分の10以内。ただし、当該事業に要する経費の10分の4を限度とする。</p>	<p>市町村、全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社、JA出資型法人、園芸苗生産農業者</p>

4 いちご一会 PR 事業		
(1) いちご消費拡大 PR 事業 全国農業協同組合連合会栃木県本部が、実施要領に基づき行ういちご消費拡大 PR 事業に要する経費	2 分の 1 以内	全国農業協同組合連合会栃木県本部
II 施設園芸拡大プロジェクト事業		
1 施設園芸拡大プロジェクト整備事業 市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社、認定農業者、人・農地プランの中心経営体が、実施要領に基づき行う施設園芸拡大プロジェクト整備事業に要する経費、又は、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社、認定農業者、人・農地プランの中心経営体、が、実施要領に基づき行う施設園芸拡大プロジェクト整備事業につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	【トマト、にら、アスパラガス、なし】 当該事業に要する経費の 10 分の 4 以内（ただし、機械については 3 分の 1 以内） 市町村が補助する場合には、市町村が交付する補助金の 10 分の 10 以内。ただし、当該事業に要する経費の 10 分の 4 を限度とする （ただし、機械については 3 分の 1 を限度とする）。 【本県が開発したオリジナル品種、地域の特色を活かした園芸品目】 当該事業に要する経費の 3 分の 1 以内 市町村が補助する場合には、市町村が交付する補助金の 10 分の 10 以内。ただし、当該事業に要する経費の 3 分の 1 を限度とする。	市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社、認定農業者、人・農地プランの中心経営体
2 施設園芸分業化推進事業 市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社、JA 出資型法人が、実施要領に基づき行う施設園芸分業化推進事業に要する経費、又は、農	当該事業に要する経費の 10 分の 4 以内 市町村が補助する場合には、	市町村、全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業協同組

		業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社、JA 出資型法人が、実施要領に基づき行う施設園芸分業化推進事業につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	ては、市町村が交付する補助金の10分の10以内。ただし、当該事業に要する経費の10分の4を限度とする。	合、農業生産組織、農地所有適格法人、市町村農業公社、JA 出資型法人、園芸苗生産農業者
		3 施設園芸“就農環境日本一”生産モデル確立事業 認定農業者が、実施要領に基づき行う施設園芸“就農環境日本一”生産モデル確立事業に要する経費	当該事業に要する経費の10分の4（上限402万円）	認定農業者

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
園芸大國 とちぎづ くりフル 加速推進 事業費補 助金	園芸大國と ちぎづくり フル加速推 進事業費補 助金交付申 請書	規則の 別記様 式第1	1	1 事業計画書 2 収支予算書	1 様式1 2 様式2	1 1	農業振興事務所長（全国農業協同組合連合会栃木県本部、一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会が実施する事業（以下「直接申請事業」という。）にあつては知事）が別に定める日

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 補助事業に要する経費の配分の変更、又は、補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、農業振興事務所長（直接申請事業にあつては知事）の承認を受けること。
- 2 補助事業を中止し、又は、廃止する場合においては、農業振興事務所長（直接申請事業にあつては知事）の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は、当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに農業振興事務所長（直接申請事業にあつては知事）に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 1 事業実施主体の変更
- 2 事業実施地区の変更
- 3 事業細目の新設又は廃止
- 4 事業種目ごとに事業費の30パーセントを超える増減

5 事業実施主体ごとに事業費の30パーセントを超える増減

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく農業振興事務所長（直接申請事業にあつては知事）の承認を受けようとする場合には、変更交付申請書（様式3）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を農業振興事務所長（直接申請事業にあつては知事）に提出しなければならない。

(入札結果報告)

第7条 事業実施主体は、本事業に係る工事等の競争入札等執行後、速やかにその旨を様式4により、農業振興事務所長（直接申請事業にあつては知事）に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
園芸大 国とちぎ づくりフル 加速推進 事業費補 助金	園芸大 国とちぎ づくりフル 加速推 進事業状 況報告書	規則の 別記様 式第2	1	状況報告書	様式5	1	農業振興事務所長（直接申請事業にあつては知事）が別に定める日

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
園芸大 国とちぎ づくりフル 加速推進 事業費補 助金	園芸大 国とちぎ づくりフル 加速推 進事業実 績報告書	規則の 別記様 式第2	1	1 事業実績書 2 収支精算書	1 様式1 2 様式2	1 1	農業振興事務所長（直接申請事業にあつては知事）が別に定める日

(補助金の請求)

第10条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
園芸大 国とちぎ づくりフル 加速推進 事業費補 助金	園芸大 国とちぎ づくりフル 加速推 進事業費 補助金交 付請求書	規則の 別記様 式第4	1	1 交付決定通知書の写し 2 額の確定通知書の写し	1 1	農業振興事務所長（直接申請事業にあつては知事）が別に定める日

(その他)

第 11 条 この要領の他、この事業の実施につき必要な事項については、別に知事が定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 30 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成 31(2019)年 3 月 31 日をもってその効力を失う。  
ただし、第 2 条に定める表のⅡの 1 の(1)から(3)まで事業は、平成 32(2020)年 3 月 31 日、Ⅲの 2 の事業は、平成 33(2021)年 3 月 31 日をもってその効力を失う。
- 3 とちぎの園芸活力創造総合推進事業費補助金交付要領（平成 27 年 4 月 1 日付け生振第 3 号）は廃止する。
- 4 3 により廃止したとちぎの園芸活力創造総合推進事業費補助金交付要領に基づく事業の実績報告については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成 31(2019)年 4 月 1 日付け生振第 2 号）

- 1 この改正は、平成 31(2019)年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成 32(2020)年 3 月 31 日をもってその効力を失う。  
ただし、第 2 条に定める表のⅠの事業は、平成 33(2021)年 3 月 31 日、Ⅱの 1 の(4)及び 4 の(2)、5 並びにⅢの 2 及び 3 の事業は、平成 34(2022)年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

附則（令和 2(2020)年 4 月 1 日付け生振第 3 号）

- 1 この改正は、令和 2(2020)年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和 3(2021)年 3 月 31 日をもってその効力を失う。  
ただし、別表Ⅰの 1 の(2)及び(3)、3 の(2)の事業は、令和 4(2022)年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

附則（令和 3(2021)年 3 月 25 日付け生振第 728 号）

- 1 この改正は、令和 3(2021)年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領は、令和 4(2022)年 3 月 31 日をもってその効力を失う。  
ただし、別表Ⅰの 1 の(2)の事業は、令和 6(2024)年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

附則（令和 4(2022)年 4 月 1 日 生振第 25 号）

- 1 この改正は、令和 4(2022)年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 5(2023)年 3 月 31 日をもってその効力を失う。  
ただし、別表Ⅰの 1 の(2)の事業は、令和 6(2024)年 3 月 31 日をもってその効力を失う。